

# 入 所 利 用 料 金 表

令和3年4月1日改定 (単位:円、1割負担)

項 目		入 所	短期入所	介護予防短期入所			
		従来型個室	従来型個室	要支援1	要支援2		
基本料金	在宅強化型	要支援	/	/	619	762	
		要介護1	756	794	/	/	
		要介護2	828	867	/	/	
		要介護3	890	930	/	/	
		要介護4	946	988	/	/	
		要介護5	1003	1,044	/	/	
加算料金※1	夜勤職員配置加算		24	24	24		
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		46	46	46		
	サービス提供体制強化加算Ⅰ		22	22	22		
	介護職員処遇改善加算Ⅰ		月単位数×3.9%	月単位数×3.9%	月単位数×3.9%		
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		月単位数×2.1%	月単位数×2.1%	月単位数×2.1%		
	新型コロナウイルス感染症への対応(R3.9.30まで)		月単位数×0.1%	月単位数×0.1%	月単位数×0.1%		
加算料金	短期集中リハビリ実施加算		240 (入所後3ヶ月)	240	240		
	認知症短期集中リハビリ実施加算 週3日限度		240 (入所後3ヶ月)	—	—		
	外泊時費用 6日間まで		362	—	—		
	ターミナルケア加算 死亡日の		31～45日前	80	—	—	
			4～30日前	160	—	—	
			前日・前々日	820	—	—	
			死亡日当日	1,650	—	—	
	初期加算 入所後30日まで		30 (1日につき)	—	—		
	再入所時栄養連携加算		400 (1回限り)	—	—		
	入所前後訪問指導加算Ⅱ		480 (1回限り)	—	—		
	退所時情報提供加算		500	—	—		
	入退所前連携加算Ⅰ		600	—	—		
	入退所前連携加算Ⅱ		500	—	—		
	経口移行加算		28	—	—		
	経口維持加算Ⅰ		400 (1ヶ月につき)	—	—		
	経口維持加算Ⅱ		100 (1ヶ月につき)	—	—		
	口腔衛生管理加算Ⅰ		90 (1ヶ月につき)	—	—		
	口腔衛生管理加算Ⅱ		110	—	—		
	療養食加算		6 (1回につき)	8	8		
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ		100 (1回限り)	—	—		
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ		240 (1回限り)	—	—		
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ		100 (1回限り)	—	—		
	緊急時治療管理 連続3日間まで		518	518	518		
	認知症緊急対応加算 7日間限度		200	200	200		
	所定疾患施設療養費Ⅰ 7日間まで		239	—	—		
	総合医学管理加算 7日間まで		—	275	275		
	リハビリマネジメント計画書情報加算		33	—	—		
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ		3 (1ヶ月につき)	—	—		
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ		13 (1ヶ月につき)	—	—		
	褥瘡マネジメント加算Ⅲ		10 (3ヶ月に1回)	—	—		
排せつ支援加算Ⅰ		10 (1ヶ月につき)	—	—			

排せつ支援加算Ⅱ	15 (1ヶ月につき)	—	—
排せつ支援加算Ⅲ	20 (1ヶ月につき)	—	—
排せつ支援加算Ⅳ	100 (1ヶ月につき)	—	—
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40	—	—
科学的介護推進体制加算Ⅱ	60	—	—
送迎加算	片道	—	184
緊急短期入所受入加算	7日間まで	—	90
若年性認知症受入加算		120	120
重度療養管理加算		—	120

※1…全ての利用者様にご負担いただく加算です。(その他の加算は利用者様毎に異なります)

実費	食費 (利用者毎に負担額が異なります)	1,700 (※2)	1,700 (※2)	1,700 (※2)
	居住費 (利用者毎に負担額が異なります)	1668	1668	1668
	日常生活品費	250	250	250
	教養娯楽費	20	20	20
	特別室料 (A個室) ※3	2000	2000	2000
	特別室料 (特別個室) ※3	4000	4000	4000
	電気器具使用料 ※3	1点につき	50	50
	洗濯代	1点につき	100	100

※2…内訳: 朝食300円、昼食690円、夕食710円

※3…実費のうち、特別室料、電気器具使用料には、別途消費税がかかります。

日常生活品費の明細

品名	金額(月額)
タオル	3,000
バスタオル	1,095
おしぼり	3,000
シャンプー	135
ソープ	135
ティッシュ	135
計	7,500

教養娯楽費の明細

種類	金額(月額)
レクリエーション	600
計	600

※テレビ、電気毛布など、コンセントを必要とする電気器具を持ち込まれる場合と持って帰られる場合、事務所までお知らせください。

持って帰られる旨をお知らせ頂くまでは、電気器具使用料が課金されます。

上記確認のうえ、滞りなく利用料を支払います。

令和 年 月 日 支払保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印